別表第一商品先物取引協会の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

（法人税法の一部改正）

第四十一条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）及び一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）の項の前に次のように加える。

委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

別表第二商品先物取引協会の項中「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を「商品先物取引法」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四十二条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第九十四号中「、組織変更の認可」を「、算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、商品取引所持株会社に係る認可」に改め、同号㈤を同号㈦とし、同号㈣を同号㈥とし、同号㈢を同号㈤とし、同号㈡を同号㈢とし、同号㈠の次に次のように加える。

㈣	商品取引所法第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可	認可件数　一件につき十五万円
㈡	商品取引所法第三条第一項ただし書（算定割当量に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の金融商品市場の開設の業務又は金融商品債務引受業等に係るものを除く。）	認可件数　一件につき十五万円

別表第一第九十四号㈠の次に次のように加える。

第四十三条　登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第九十四号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。

別表第一第九十五号を次のように改める。

九十五　商品先物取引業の許可、商品先物取引仲介業者の登録、商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の設立の認可		
㈠	商品先物取引法第百九十条第一項（商品先物取引業の許可）の商品先物取引業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数　一件につき十五万円
㈡	商品先物取引法第二百四十条の二第一項（登録）の商品先物取引仲介業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数　一件につき九万円
㈢	商品先物取引法第百六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可	許可件数　一件につき十五万円
㈣	商品先物取引法第二百七十九条第一項（認可の申請）の委託者保護基金の設立の認可	認可件数　一件につき十五万円

（消費税法の一部改正）

第四十四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表一般財団法人及び一般社団法人の項の前に次のように加える。

委託者保護基金	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

別表第三第一号の表商品先物取引協会の項中「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を「商品先物取引法」に改める。

（地価税法の一部改正）

第四十五条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十八号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第四十六条　経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第二条第四項」を「第二条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
財務大臣　与謝野　馨
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　河村　建夫

法律第七十五号

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「北方領土問題が」を「北方領土が我が国固有の領土であるにもかかわらず、北方領土問題が今なお」に改め、「啓発」の下に「、交流等事業の推進」を加える。

第二条に次の二項を加える。

3　この法律において「北方地域元居住者」とは、昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者及びその者の子で同日後北方地域において出生したものをいい、それらの者の子及び孫を含むものとする。

4　この法律において「交流等事業」とは、次に掲げる事業で政令で定めるものをいう。

一　日本国民と継続的にかつ現に北方地域に居住するロシア連邦国民との間の相互理解の増進を図り、北方領土問題の解決に寄与することを目的として行われるこれらの者の旅券及び査証を用いない相互訪問の事業

二　北方地域元居住者等（北方地域元居住者及びその家族である日本国民をいう。以下同じ。）の北方地域への墓参のための訪問の事業

三　前号に定めるもののほか、北方地域元居住者等の北方地域への最大限に簡易化された手続による訪問の事業

第二条の次に次の一条を加える。

（国の責務）

第二条の二　国は、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町をはじめとする地方公共団体並びに民間の団体との密接な連携を図りながら、北方領土問題等の解決の促進を図るため必要な施策を積極的に推進し、我が国固有の領土である北方領土の早期返還を実現するため最大限の努力をするものとする。

第三条第一項中「外務大臣その他の」を削り、同条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「（昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者をいい、その子及び孫を含むものとする。以下同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　交流等事業の実施に関する事項